

2024年度豊岡市医療的ケア・重症心身障害対応型施設整備事業費補助金 公募要領

項目	内容
対象施設	<p>医療的ケア児者・重症心身障害児者（以下「医療的ケア児等」という。）等を受け入れる次に掲げる障害福祉施設の整備に要する経費の一部を補助します。</p> <p>(1) <u>医療的ケア児等の日中を支援する施設</u> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援・放課後等デイサービスを提供する施設または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する生活介護を提供する施設もしくはその両方を提供する施設（原則、各施設の利用定員が20人以上のもの）</p> <p>(2) <u>医療的ケア児等の夜間を支援する施設</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する短期入所または共同生活援助を提供する施設もしくはその両方を提供する施設（原則、各施設の利用定員が5人以上のもの）</p>
対象経費	<p>対象経費は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に規定する工事請負費（工事請負費と同等と認められる委託費、分担金等）、工事事務費（工事の施工のために必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費とします。</p>
補助率および補助金額	<p>予算の範囲内で次に掲げる区分に応じて補助します。</p> <p>(1) <u>医療的ケア児等の日中を支援する施設</u> 施設整備にかかる対象経費から国県補助金等を控除した額の1/2以内（1,000円未満切捨て）。ただし100,000,000円を上限</p> <p>(2) <u>医療的ケア児等の夜間を支援する施設</u> 施設整備にかかる対象経費から国県補助金等を控除した額の1/2以内（1,000円未満切捨て）。ただし100,000,000円を上限</p>
対象者	<p>市内で障害福祉施設を経営する法人</p>
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書 (2) 医療的ケア・重症心身障害対応型施設整備計画書 (3) 収支計画書 (4) 市税を滞納していない証明願（証明書） (5) 誓約書 (6) 決算書 直近2期分（貸借対照表・資金収支計算書） (7) 見積書、設計書 (8) 配置図、平面図、立面図、整備面積のわかる資料 (9) 工程表 (10) その他参考となる資料（取得土地や建設予定地の現況写真、土地・建物の登記簿謄本、寄付の確約書等）
審査	<p>審査会（書類審査等）を開催し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p>
公募期間	<p>2024年4月26日（金）から6月24日（月）まで</p>
交付決定日	<p>2024年7月上旬（予定）</p>
事業期間	<p>交付決定日から2025年3月31日（月）まで ※事業期間内に事業の完了が難しい場合は、2026年3月31日（火）まで延長することができますので、申請前に相談してください。</p>
実績報告の期限	<p>2025年3月31日（月）まで</p>

実績報告に添付する書類	補助対象経費の請求書、領収書、納品書、振込伝票、事業実施前後の写真、その他市長が必要と認める資料
補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合は、事前に承認申請の手続きをしてください。市の承認なく変更した場合には、補助事業が無効になる場合があります。
補助事業の公表	市ホームページおよび豊岡市の刊行物において、採択者名、事業名および交付決定額を公表する場合があります。
その他	<p>(1) 交付決定日より前に着手した工事等は、補助対象外とします。ただし、国県補助金の交付決定を受けている場合を除きます。</p> <p>(2) この補助事業により整備した建物等は、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付けまたは担保に提供することはできません。</p>